

# ⑨小規模保育事業

R2.9.14認定

～3歳児以上の受け入れが可能となる小規模保育事業を実施し待機児童の解消促進～

児童福祉法の特例(小規模保育事業所における対象年齢の拡大(0～2歳まで→5歳まで))を活用して、待機児童の解消を促進

## ■実施主体

西宮市

## ■整備する受入枠

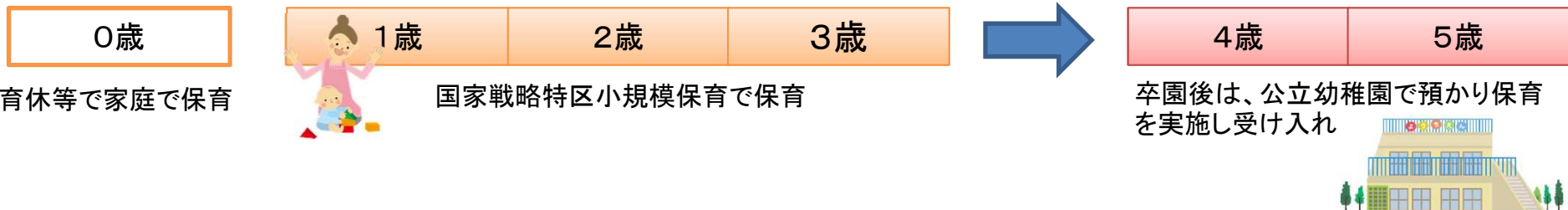
R3年度:9箇所・定員171人



○早期整備が可能な特区小規模保育事業を活用し、待機児童が集中している1歳から3歳児を受け入れ。

※卒園後は、公立幼稚園で預かり保育を実施し、受け入れ。

## ○R3年度から実施予定の仕組み



《西宮市の年齢別待機児童数》

